

2026 年 9 月 17 日

大阪府大阪市西区京町堀一丁目 8 番 33 号

株式会社笑美面

代表取締役 榎並 将志

東京都町田市中町一丁目 4 番 2 号

ケアミックス株式会社

代表取締役 柴田 彰

吸収分割に関する事前開示書面

(吸収分割承継会社:会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前開示事項)

(吸収分割会社: 会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示事項)

株式会社笑美面（以下、「吸収分割承継会社」）及びケアミックス株式会社（以下、「吸収分割会社」）は、2026 年 8 月 18 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 11 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社であるケアミックス株式会社のソーシャルワーク事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」）を行うこととしました。

下記のとおり、本件分割に関する事前開示をいたします。なお、本件分割は完全親子会社間の無対価での吸収分割につき、吸収分割承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割、吸収分割会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式吸収分割となります。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項及び第 782 条第 1 項）

別添 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社の株式その他の金銭等の交付は行いません。吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、当該取扱いは妥当であると判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

【吸収分割承継会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社は、有価証券報告書及び半期報告書を近畿財務局へ提出しております。

最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」又は下記の Web サイトによりご覧いただけます。

<https://emimen.co.jp/ir/securities/>

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割承継会社は、Web サイト (<https://emimen.co.jp/ir/>) にて、下記の事項を開示しております。

- ・ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結について
- ・ ケアミックス株式会社の株式の取得（完全子会社化）に関するお知らせ

【吸収分割会社】

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 2 に記載のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別添 2 に記載のとおりです。

5. 吸収分割承継会社及び吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割の効力発生日後の吸収分割承継会社及び吸収分割会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件分割の効力発生日後の吸収分割承継会社及び吸収分割会社の収益及びキャッシュフローの状況について、それぞれの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本件分割の効力発生日後における吸収分割承継会社及び吸収分割会社の債務の履行の見込はありと判断しております。

6. 吸収分割契約等備置開始日後の上記各事項の変更

吸収分割契約等備置開始日後、上記事項に変更が生じたときは、軽微な事項を除き直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

ケアミックス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社笑美面（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本吸収分割により、甲が営むソーシャルワーク事業（シニアホームその他の高齢者向けの住まいへの入居を検討する者に対する入居相談及び紹介並びにこれらに付随する事業をいう。以下「本事業」という。）に関して甲が有する権利義務のうち第 3 条に定めるものを乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号 ケアミックス株式会社

住所 東京都町田市中町一丁目 4 番 2 号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号 株式会社笑美面

住所 大阪府大阪市西区京町堀一丁目 8 番 33 号

第 3 条（承継する権利義務）

- 1 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継権利義務」という。）は、別紙 1「承継権利義務明細」記載のとおりとする。
- 2 本承継権利義務は、2026 年 7 月 31 日（以下「基準日」という。）現在における別紙 1 記載の資産、債務その他の権利義務を基礎とし、これに、基準日の翌日から本効力発生日の前日までの間に本事業の通常の業務の範囲内で行われた取引その他本契約の定めに基づく行為により生じた増減を加除したものとする。ただし、承継する雇用契約については、別紙 1 第 3 に定めるところによる。
- 3 前 2 項の定めにかかわらず、別紙 2「承継対象外権利義務」記載の権利義務は、本承継権利義務に含まれないものとし、本効力発生日以後も引き続き甲に帰属する。
- 4 本吸収分割により乙が承継する債務は、免責的債務引受けの方法により承継されるものとし、甲は、本効力発生日以後、当該債務について履行の責任を負わない。
- 5 甲及び乙は、本承継権利義務について、第三者に対する対抗要件の具備、登記、登録、名義の変更その他必要な手続を行うため、相互に協力する。

第 4 条（分割対価）

- 1 乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、株式その他の金銭等を交付しない。
- 2 甲は、本契約締結日において新株予約権を発行しておらず、乙は、本吸収分割に際して、新株予約権を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第6条（効力発生日）

- 1 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年11月1日とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、本吸収分割の手續の進行上必要がある場合その他相当の事由がある場合には、甲及び乙は、協議の上、本効力発生日を変更することができる。この場合、甲は、会社法第790条第2項の定めるところにより、変更後の本効力発生日を公告する。

第7条（株主総会の承認）

- 1 甲は、乙が甲の特別支配会社（会社法第468条第1項）に該当することから、会社法第784条第1項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けない。
- 2 乙は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けない。ただし、同項ただし書又は同条第3項に該当する場合には、乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議による本契約の承認を受ける。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときは、あらかじめ相手方に通知し、その同意を得なければならない。

第9条（従業員の取扱い）

- 1 乙は、本吸収分割により、別紙1第3記載の甲の従業員との間の雇用契約を承継する。
- 2 甲は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）その他の法令の定めるところに従い、労働者との協議、労働者及び労働組合に対する通知その他必要な手續を行う。乙は、これに必要な協力を行う。
- 3 前項の手續の結果、労働者から異議の申出がされたことにより承継される雇用契約の範囲に変更が生じた場合には、別紙1第3の記載は、当該変更後の内容に読み替えるものとする。
- 4 乙は、本吸収分割により承継する雇用契約に係る従業員の労働条件について、本効力発生日の前日において甲との間で適用されていた労働条件（賃金、勤続年数の通算、年次有給休暇の残日数その他一切の労働条件を含む。）を引き継ぐ。本効力発生日以後の労働条件の変更については、法令の定めるところに従い、乙が当該従業員との間で別途協議する。
- 5 本契約締結日において甲から乙に出向している従業員に係る出向契約は、当該従業員に係る雇用契約が本効力発生日に乙に承継されることに伴い、同日をもって終了する。

第10条（契約上の地位の承継等）

- 1 甲及び乙は、本承継権利義務に含まれる契約について、本効力発生日までに、当該契約の相手方に対する通知又は当該相手方の承諾の取得その他必要な手続を行うため、相互に協力する。
- 2 前項の手続が本効力発生日までに完了しない契約については、甲及び乙は、当該契約に係る経済的な利益及び負担が本効力発生日以後乙に帰属することとなるよう、相互に協力して必要な措置を講ずる。
- 3 甲に留保される本事業に係る債権の請求及び回収について、乙は甲に必要な協力を行う。この場合において、甲は、当該債権の請求及び回収その他法令上の義務の履行に必要な範囲で、別紙1第5・2の書類及び電磁的記録の写しを保持することができる。

第11条（許認可等）

本事業に係る許可、認可、登録、免許、届出その他の行政上の地位又は手続のうち、本吸収分割によって乙に承継されないものについては、乙が自らの費用と責任において新たに取得し、又は届け出るものとし、甲は、これに必要な協力を行う。

第12条（個人情報の取扱い）

乙は、本吸収分割により承継する個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報をいう。）について、本効力発生日前における甲の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、これを取り扱ってはならない。甲及び乙は、当該個人情報の移管に当たり、その安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

第13条（費用及び収益の帰属並びに精算）

- 1 本事業に係る公租公課、賃料、リース料、保険料、水道光熱費その他期間の経過に応じて発生する費用及び収益であって本効力発生日をまたぐ期間に係るものについては、本効力発生日の前日までの期間に対応する部分を甲に、本効力発生日以後の期間に対応する部分を乙に、それぞれ帰属させるものとし、その計算は日割による。
- 2 前項の定めにかかわらず、本事業に係る紹介手数料その他個別の取引に基づき発生する収益及び費用については、当該収益又は費用に対応する紹介案件について、本効力発生日の前日までに、甲による紹介カード（甲が本事業において運営事業者に対し利用者を紹介するために送付する書面をいう。）の送付が完了し、かつ、成約（利用者の入居）に至ったものは甲に、それ以外のものは乙に、それぞれ帰属させる。
- 3 前2項の定めに従い一方の当事者に帰属すべき費用又は収益を他方の当事者が負担し、又は受領したときは、当該当事者は、相手方に対し、これを精算する。精算の時期及び方法は、甲及び乙が協議して定める。ただし、別紙1第1・1により乙に承継された前払費用に対応する部分については、精算を要しない。
- 4 前3項の定めにかかわらず、甲乙間の出向契約に基づき精算されるものについては、同契約の定めるところによる。

第14条（競業の禁止）

甲は、本効力発生日以後、乙の書面による事前の承諾を得ることなく、本事業と同一又は実質

的に同一の事業を営んではならない。ただし、別紙2第1号記載の甲の事業の遂行に付随して行われる行為については、この限りでない。

第15条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、又はその他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙は、協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第16条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(1) 本吸収分割に関し法令上必要とされる手続（会社法第789条及び第799条に定める債権者の異議手続を含む。）が完了しないとき、又は(2) 本吸収分割に関し法令上必要とされる関係官庁の認可その他の処分が得られないときは、その効力を失う。

第17条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙は、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2026年8月18日

甲 東京都町田市中町一丁目4番2号

ケアミックス株式会社

代表取締役 柴田 彰

印

乙 大阪府大阪市西区京町堀一丁目8番33号

株式会社笑美面

代表取締役社長 榎並 将志

印

別紙1 承継権利義務明細

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、本事業に関して甲が有する一切の権利義務（別紙2記載のものを除く。）とし、その主なものは次のとおりとする。

第1 承継する資産

1 流動資産

- (1) 前払費用 基準日現在において本事業の賃料、水道光熱費、オフィス機器のリース料及びネットワークの利用等に係る前払費用の全部
- (2) 前号のほか、本効力発生日以後の期間に対応する前払費用その他の債権

2 固定資産

- (1) 有形固定資産（工具、器具及び備品等）
- (2) 無形固定資産（ソフトウェア、商標権その他の知的財産権、ドメイン名及びウェブサイト等）
- (3) 差入保証金及び敷金
- (4) その他の固定資産

3 その他の資産

本事業に関する顧客情報、営業上の情報、ノウハウ、データベース、業務マニュアルその他の無形の財産

第2 承継する債務

第3記載の雇用契約及び第4記載の契約上の地位に係る債務のうち、本効力発生日以後の期間に対応するもの

第3 承継する雇用契約

本契約締結日現在において本事業に主として従事する甲の従業員（会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則第2条に定める者をいう。）との間の雇用契約

第4 承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

- 1 シニアホームその他の高齢者向けの住まいの運営事業者との間の提携契約、紹介契約その他これらに類する契約
- 2 拠点に係る不動産賃貸借契約
- 3 前各号のほか、本事業に関して甲が締結している契約（リース契約、割賦販売契約、システム、ソフトウェアその他の情報システムに係る利用契約、業務委託契約、代理店契約その他の営業に関する契約を含む。）

第5 その他

- 1 本事業に係る許可、認可、登録、免許、届出その他の行政上の地位のうち、法令上承継が認められるもの
- 2 本事業に係る帳簿、記録、契約書その他の書類及び電磁的記録
- 3 本事業に係る個人情報（要配慮個人情報を含む。）

別紙２ 承継対象外権利義務

次に掲げる権利義務は、本吸収分割による承継の対象とせず、本効力発生日以後も引き続き甲に帰属する。

- 1 ワークシェアリング事業（看護師等の多様な働き方や副業等を活用した保険外サービスの提供及び医療的ケア児への支援サービスに係る事業をいう。）その他の本事業以外の甲の事業に係る資産、債務、契約上の地位及び雇用契約
- 2 神奈川県横浜市金沢区泥亀 1-18-31（甲が本社機能に使用するものをいう。）、神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 16-1、千葉県松戸市本町 16-10 及び神奈川県厚木市中町 2-2-20 所在の建物に係る不動産賃貸借契約
- 3 金融機関からの借入金及びこれに係る一切の債務（保証債務及び担保に係る債務を含む。）の全部
- 4 現金及び預金（本事業に係るものを含む。）の全部
- 5 本効力発生日の前日までの期間に対応する本事業の収益及び費用に係る債権及び債務（売掛金その他の債権、買掛金、未払金、未払費用（従業員に係る未払給与、未払賞与、未払社会保険料及び未払労働保険料を含む。）並びに賞与引当金その他の引当金を含む。）。ただし、甲乙間における費用及び収益の帰属並びに精算については、第 13 条の定めるところによる。
- 6 法人税、住民税、事業税、消費税その他の公租公課に係る債務
- 7 甲が当事者となっている訴訟、調停その他の紛争に係る一切の権利義務
- 8 前各号のほか、甲の一身に専属する権利義務

貸 借 対 照 表

(2026年 5 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	151,841	流 動 負 債	97,756
現 金 及 び 預 金	90,514	一年内返済長期借入金	33,012
売 掛 金	55,150	未 払 金	16,185
貯 蔵 品	299	未 払 費 用	27,370
前 払 費 用	4,084	前 受 金	528
そ の 他	3,808	預 り 金	4,834
貸 倒 引 当 金	△2,016	仮 受 金	276
固 定 資 産	31,342	未 払 法 人 税 等	668
有 形 固 定 資 産	8,553	未 払 消 費 税 等	2,589
建 物	5,099	賞 与 引 当 金	12,290
構 築 物	226	固 定 負 債	50,532
車 両 運 搬 具	2,962	長 期 借 入 金	50,532
そ の 他	265		
無 形 固 定 資 産	13	負 債 合 計	148,288
ソ フ ト ウ ェ ア	13	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	22,775	株 主 資 本	34,895
出 資 金	100	資 本 金	10,000
敷 金	8,977	利 益 剰 余 金	24,895
保 証 金	5,607	繰越利益剰余金	24,895
倒産防止共済掛金	8,000		
そ の 他	90	純 資 産 合 計	34,895
資 産 合 計	183,184	負 債 純 資 産 合 計	183,184

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 6 月 1 日から
2026年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	485, 126
売 上 原 価	34, 490
売 上 総 利 益	450, 636
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	535, 942
営 業 利 益	△85, 306
営 業 外 収 益	437
営 業 外 費 用	1, 574
支 払 利 息	1, 543
雑 損 失	31
経 常 利 益	△86, 443
特 別 利 益	400
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	400
特 別 損 失	13, 293
減 損 損 失	12, 397
固 定 資 産 除 却 損	896
税 引 前 当 期 純 利 益	△99, 337
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	668
当 期 純 利 益	△100, 006

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	10,000	124,902	124,902	134,902	134,902
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	—	△100,006	△100,006	△100,006	△100,006
当 期 変 動 額 合 計	—	△100,006	△100,006	△100,006	△100,006
当 期 末 残 高	10,000	24,895	24,895	34,895	34,895

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	6～10年			
構	築	10年			
車	両	運	搬	具	2～4年
工	具、器具及び備品	5～6年			

無形固定資産……………定額法

ソフトウェア（自社利用分） 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法定貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法…税抜方式によっております。

会計方針の変更に係る注記

（賞与引当金の計上）

従業員に対する賞与については、従来、支給時に費用として処理しておりましたが、当事業年度より、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を賞与引当金として計上する方法に変更しております。

この変更は、2026年5月15日付の株式会社笑美面との株式譲渡契約の締結により、当社が同社グループに参画することになったため、同社グループの会計方針との統一を図り、費用と収益の期間対応をより適正に行うために実施したものであります。

なお、当該会計方針の変更については遡及適用を行っておらず、当事業年度の期首から将来にわたり適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業損失、経常損失、税引前当期純損失及び当期純損失は、それぞれ12,290千円増加しております。

損益計算書に関する注記

（減損損失）

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	減損損失（千円）
全社資産（顧客管理システム）	ソフトウェア	12,397
合 計		12,397

当事業年度において、株式会社笑美面のグループ参画に伴い、以後、事業推進を進める過程で、同社グループの情報システムへの統合方針を決定し、自社利用ソフトウェアについて将来の使用可能性が認められなくなったため、当該ソフトウェアの帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 750株

重要な後発事象に関する注記

1. 親会社の異動

2026年5月15日付で締結した株式譲渡契約に基づき、2026年6月1日に当社の株主が保有する当社株式の全てを株式会社笑美面へ譲渡いたしました。これにより、当社は同社の完全子会社となっております。

(1) 相手会社の名称

株式会社笑美面（東京証券取引所グロース市場上場）

(2) 異動の年月日

2026年6月1日

(3) 異動後の状況

株式会社笑美面が当社の発行済株式750株（議決権比率100.0%）を保有

なお、本件は当社の株主構成の異動であり、当社の財政状態及び経営成績に直接的な影響を与えるものではありません。

2. 会社分割（略式吸収分割）による事業の移転

当社は、2026年8月18日付で、当社のソーシャルワーク事業を親会社である株式会社笑美面に承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

(1) 分割の目的

グループ内における経営資源の集約及び事業運営の効率化を図るため

(2) 分割の方式

当社を分割会社、株式会社笑美面を承継会社とする吸収分割

(3) 契約締結日

2026年8月18日

(4) 効力発生日

2026年11月1日

(5) 承継させる事業

ソーシャルワーク事業

(6) 承継させる資産及び負債の額（2026年7月31日時点の概算金額）

流動資産 1,707千円 固定資産 15,271千円 負債 4,261千円

(7) 分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際して、株式会社笑美面から当社に対して交付される対価はありません。

(8) 会社法上の手続

本吸収分割は、承継会社である株式会社笑美面が当社の特別支配会社に該当するため、会社法第784条第1項の規定により、当社においては本吸収分割契約に係る株主総会の承認を要しない略式吸収分割として行うものであります。

なお、本吸収分割は共通支配下の取引に該当し、承継させる資産及び負債は、効力発生日の前日における適正な帳簿価額により引き継ぐ予定であります。

3. 役員の異動

2026年8月1日開催の臨時株主総会において、取締役及び監査役の異動が決議され、取締役2名及び監査役1名が選任されております。

以上